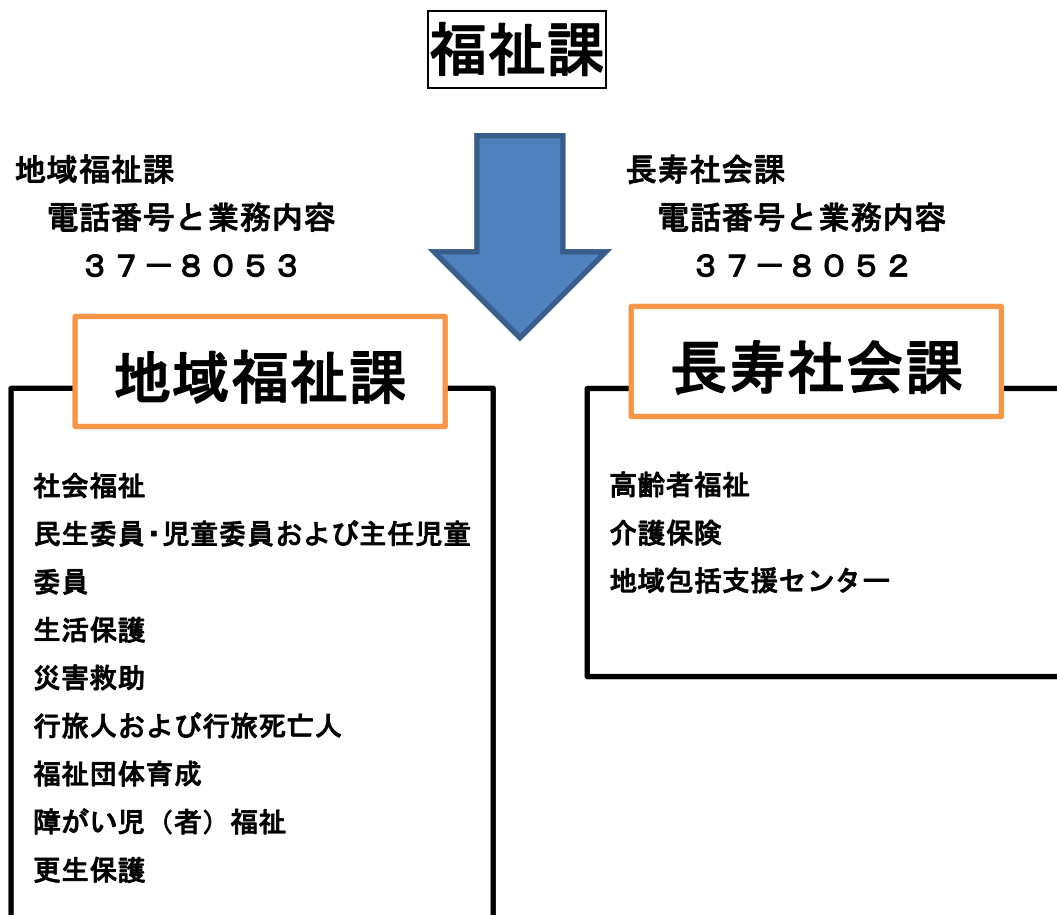


# 愛荘町役場組織の一部改正について

社会情勢の変化に対応するため、平成27年4月1日から愛荘町役場の組織を次のとおり一部改正しました。

## 愛荘町役場秦荘庁舎

「福祉課」を「地域福祉課」と「長寿社会課」に分け、福祉の充実を図ります。



## 愛荘町役場愛知川庁舎

### 総務課内に「危機管理対策室」を設置

自然災害が多発する現状のなか、防災減災、新型インフルエンザ等、庁舎管理などの危機管理に対応するため、総務課内に「危機管理対策室」を設置しました。

危機管理対策室 電話番号と業務内容 42-7655

危機管理対策、防災会議および地域防災計画、災害対策、防災対策の推進、東近江行政組合（消防に関する事務）、消防、防災施設、国民保護協議会、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策に係る総合調整、防犯、防災行政無線、暴力追放、不当要求対策

### 子ども支援課内に「子育て世代包括支援センター」を設置

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を行うため、子ども支援課内に「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

子育て世代包括支援センター 電話番号と業務内容 42-7661

妊産婦の相談、児童および保護者に対する子育て相談、要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止、発達支援、不登校およびいじめ等の相談